

生活衛生関係補助金の 改革案について

行政刷新会議WGの評価結果

[生活衛生振興助成費等補助金]

(全国生活衛生営業指導センターに補助)

- 廃止(説明責任を果たしつつ、政策目標を達成する上でより効果的な仕組みにより行うべき)
- ✓ 国がなにがしかのサポートを行うべきであること、この事業の目的じたいについては大きな疑問はもっていない。
- ✓ 施策の目的には非常に賛同するものがあり、そのために必要であれば国として税金を使って実施すべき。
- ✓ 目的が達成されているかどうかという点についての説明が十分になかった。
- ✓ 国民の皆さまに必要なだと言えるほど自信のある説明をいただいていないので、十分な説明と十分な効果測定を行っていただきたい。

厚生労働省行政事業レビューの評価結果

[生活衛生営業指導費補助金]

(都道府県に補助。都道府県が都道府県生活衛生営業指導センターに補助)

- 事業の廃止(ただちに)
 - ✓ 国、自治体、団体等の役割を厳密に精査の上、全体のスキームを立て直すべき。
 - ✓ 国からの補助は廃止し、その実施については各都道府県生活衛生営業指導センターの判断に委ねる。
- 長浜博行厚生労働副大臣のコメント
 - ✓ 生衛法は議員立法により成立していることを踏まえ、政務三役で取扱いを検討する。

概算要求における対応

〔政務三役の取扱検討結果〕

- 行政刷新会議等の指摘を踏まえ、既存の2補助金を廃止
- 生衛法の趣旨及び現場のニーズを踏まえ補助金の在り方をゼロベースで見直し、新たに「生活衛生関係営業対策事業費補助金」を要求
- ✓ 全国センターは、全国的に実施すべき健康・環境対策事業、情報ネットワーク事業に重点化
- ✓ 各連合会・組合の実施する地域の実情に即した事業については、全国センターの経由を廃止し、国から直接補助
- ✓ 事業の効果検証の実施
- ✓ 新たに導入する評価指標など、事業評価制度の在り方等について議論を行うため、22年9月中に検討の場を設置する。
- ✓ 平成22年9月30日、「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」を設置。

改革の方向性

[行政刷新会議等での指摘に即した対応]

- I. 評価指標の設定、事業評価の実施
- II. 国、自治体、団体等の役割を厳密に精査
- III. 法の目的(生活衛生関係営業の振興、公衆衛生)に相応しい仕組みへの改革

改革の内容(案)

I 評価指標の設定、事業評価の実施

1. 評価指標の作成
2. 審査・実施・評価プロセスの国(透明性の高いプロセス)での一元管理
3. 厚生労働省に中立的立場の者から構成される「審査・評価委員会(仮称)」を設置

II 国、自治体、団体等の役割を厳密に精査

4. 事業実施団体への直接補助の導入
5. 都道府県センターの経営指導員に適材適所が徹底されるよう、都道府県に要請

III 法の目的(生活衛生関係営業の振興、公衆衛生)に相応しい仕組みへの改革

6. 生活衛生関係営業の振興に意欲ある事業者の意見を反映する仕組みを構築

I 評価指標の設定、事業評価の実施

梅田次郎検討会委員(三重県で「事務事業評価システム」を主導)の発表

なぜ評価か

- 時代背景の大転換
- 国民の視点に立ち、成果重視の行政、効率的な行政の実現をめざす
- 国民に対する行政の説明責任を果たす

評価の視点

- **必要性** 目的妥当性、行政関与の必要性等
- **有効性** 「活動量対成果」
- **効率性** 「投入コスト対活動量」
- **公平性** 受益、負担の公平性

活動指標と成果指標の違いに留意

- 手段(活動)の大きさ⇒活動指標
- 目的は対象×意図。意図の達成度をあらわすもの⇒成果指標

SMART原則(specific、measurable、ambitious、realistic、time bound)

- ①具体的、②測定可能、③意欲的、④現実的、⑤期間設定

I 評価指標の設定、事業評価の実施(改革案)

1. 評価指標の作成(新・検討会検討内容)

- 下記のような各類型に応じて到達目標が現実的で意欲的な事業を採択し、実績を評価する。

	成果指標が明確にし易い事業 [P] パフォーマンス	活動指標が明確にし易い事業 [A] アクティビティ
定量評価(数値目標)が明確にし易い事業 [1]	(例) ➢ 飲食店における分煙の達成率の向上 (効果測定が最も明確な分類)	(例) 参加者数、活動回数 ➢ 訪問理美容事業(何件の高齢者を訪問したか) (数値的評価と成果との関係について十分な検討を要する分類)
定性的評価が明確にし易い事業 [2]	(例) ➢ 商店街の活性化への寄与 (傍証となる指標の設定について十分検討を要する分類)	(例) ➢ 研修会テキストの改善 (効果測定が明確にしにくい分類で、相当に丁寧な検討が必要)
100%(完全実施)又は0%(根絶)が所与の目標となっている事業 各事業者任せでは業界の信用失墜を招く懸念あり [3] (費用対効果の説明について十分な検討を要する分類)	(例) ➢ 飲食店の食中毒予防、顧客の酒気帯び運転根絶 ➢ 事業所内の結核発生の防止	(例) ➢ 感染症予防啓発ポスターの作成

I 評価指標の設定、事業評価の実施(改革案)

2. 審査・実施・評価プロセスの国(透明性の高いプロセス)での一元管理
(新・検討会検討内容)
 - ✓ 事業の採択に偏重しない成果(結果)重視のプロセス
 - ✓ 横並び一律補助を廃したメリハリの利いた採択
 - ✓ 事業を実施する団体等の負担が過重にならない形での書類の簡素化と事業の適正執行を担保する経理区分の指導

3. 厚生労働省に中立的立場の者から構成される「審査・評価委員会(仮称)」を設置(新・検討会検討内容)
 - ✓ 現状で、全国センター分は全国センターに設置の審査委員会で決定し、都道府県分は厚生労働省で決定している分立した仕組みを改め、厚生労働省に設置する「審査・評価委員会」で一元的に取り扱う。
 - ✓ 審査・評価委員会で補助金の仕組みの改革を提言する(不断の改革)
 - ✓ 生活衛生営業の振興に意欲ある事業者の意見を反映する仕組みを構築する

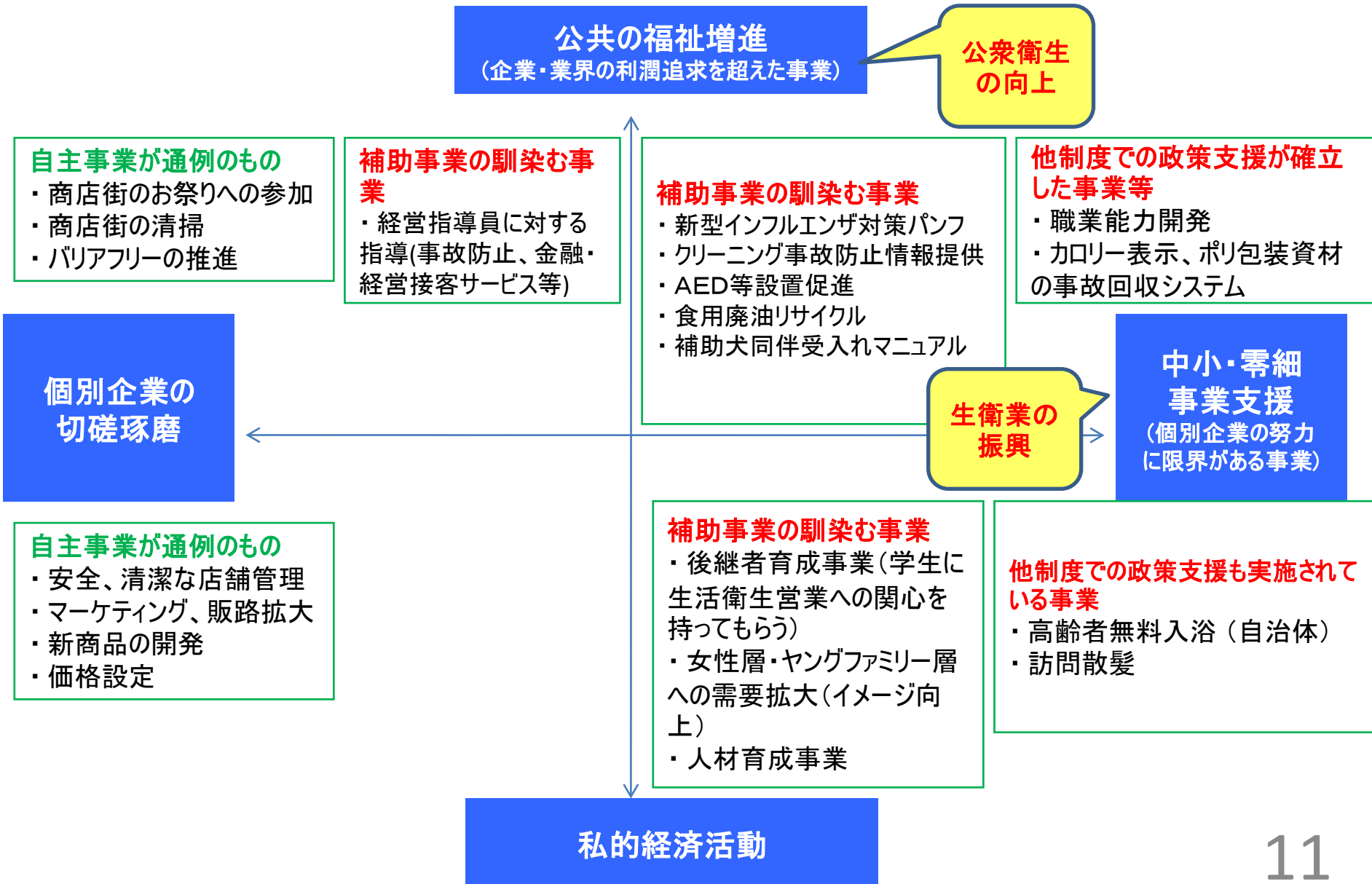
Ⅱ 国、自治体、団体等の役割を厳密に精査(改革案)

4. 事業実施団体への直接補助の導入
 - ✓ 従来の全国センターを経由した間接補助を改め、事業実施者(全国センター、都道府県、各連合会・組合)への直接補助に切り替える。(概算要求)
 - ✓ 特に中小の団体からの懸念を払拭できるよう、簡明な交付要綱を作成するとともに、自主事業と補助事業の区分経理が図られるようにする。(新・検討会検討内容)

5. 都道府県センターの経営指導員に適材適所が徹底されるよう、都道府県に要請(新・検討会検討内容)
 - ✓ 経営や融資について十分に相談助言できる知識・経験
 - ✓ 都道府県OBの斡旋ではなく、知識・経験を評価しての公募

Ⅲ 生衛法の目的に即した支援

[自主事業が通例のもの、補助金事業に馴染む事業、他制度での政策支援が確立した事業]



生活衛生関係補助金の機能分担について

実施主体	全国センター	都道府県 (都道府県センター)	連合会・組合
<div data-bbox="54 554 334 632" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 主な機能 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生・環境対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 新型インフルエンザ等の健康問題への全国的・広域的対応 ✓ 地球温暖化対策、リサイクル等の推進 ○ 情報ネットワーク事業の強化 <ul style="list-style-type: none"> ✓ サービス改善について、消費者・事業者への相談・情報提供の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生面の確保 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 生衛業施設の自主点検・自主管理の支援 ○ 雇用の確保 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 生衛業の創業・事業展開の経営相談 ○ 地域の活性化への貢献 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「地産地消」、「地域福祉」等のアイデア提供を通じた生衛業の経営の健全化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生面の確保 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 口蹄疫等(食肉業・飲食業等)業界固有の衛生課題への機動的な対応 ○ 地域振興・まちづくり <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地場特産品の振興等地域のニーズへの即応(各都道府県組合)
<div data-bbox="54 943 334 1036" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 典型的な手法 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全国一律のマニュアル作成等を通じた情報分析・提供 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域のニーズに即した経営指導 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各業種の課題への全国的・地域的な対応
<div data-bbox="54 1125 334 1203" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 今回の改革 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 健康・環境・情報への集中・重点化 ✓ 連合会・組合への助成の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営指導体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営安定化、後継者育成支援の強化 ✓ 全国センター経由を廃止し、主体的取組を強化

自主管理の促進、地域の福祉社会への貢献

危機管理、国際化等に県センター、連合会等への支援強化

消費者保護、後継者育成支援への対応強化

Ⅲ 生衛法の目的に即した支援

事業内容の見直し(改革案)

6. 生活衛生関係営業の振興に意欲ある事業者の意見を反映する仕組みを構築(新・検討会検討内容)

- 補助事業で実施することが相応しく、実施している事業
 - ✓ その場合でも、事業の達成目標(終期)が明確か
 - ✓ 効率性(費用対効果)等が適切であるか
- 本来、補助事業で実施することが相応しいのに、実施できていない事業
 - ✓ なにが阻害要因になっているか
 - ✓ 「審査・評価委員会(仮称)」において、生活衛生関係営業の振興に意欲ある事業者の意見を反映する仕組みを構築する
- 本来、補助事業で実施することが相応しくない事業
 - ✓ 不採択、廃止、見直し